

寒河江市市民レポーター「さくらんぼ特派員」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が取材し、作成した記事を市報、ＳＮＳその他の広報媒体に掲載することで、地域の魅力を発信するとともに、市民のまちづくりへの参画の機運を高めるため、市民レポーター「さくらんぼ特派員」(以下「レポーター」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 レポーターは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、意欲、居住地域等を考慮して、市長が委嘱する。

- (1) 18歳以上の市民(高校生を除く。)のうち、第4条第1項の活動を遅滞なく遂行できる者であること。
- (2) 広報に関する制度及び趣旨を理解し、関係法令等を遵守できる者であること。
- (3) 国若しくは地方公共団体の職員又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者ではないこと。
- (4) インターネット接続が可能な電子計算機その他情報通信機器を所持すること。
- (5) 市税等の滞納がない者であること。

(定数及び任期)

第3条 レポーターの定数は4人以内とし、その任期は委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

(活動)

第4条 レポーターは、市が実施する広報広聴業務に協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市内における様々な話題、情報等の取材及び撮影並びに記事の作成
- (2) 作成記事及び写真の市報、SNSその他の広報媒体への投稿
- (3) 活動説明及び情報交換を目的とした会議への参加
- (4) その他レポーターによる広報の推進に必要と認められる活動

2 レポーターは、前項の活動を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 記事及び写真の内容は、著作権、肖像権等に抵触しないかどうか確認し、写真の撮影はレポーター自らの責任において行うこと。
- (2) 取材及び撮影の対象並びに作成記事は、次に掲げるものでなければならぬい。
 - ア 法令又は公序良俗に反しないものであること。
 - イ 政治及び宗教に関しないものであること。
 - ウ 個人及び団体を中傷しないものであること。
 - エ 嘘利を目的としないものであること。
 - オ その他掲載することが不適当でないものであること。
- (3) 市報への投稿は、原稿の締め切り日までに行うこと。
- (4) 市からの貸与物は、盗難、紛失等が無いよう適切に管理すること。

(謝礼等)

第5条 レポーターに対する謝礼は、予算の範囲内で市長が定める。

2 取材及び撮影並びに記事の作成に係る費用は、レポーターの負担とする。

(解職)

第6条 市長は、レポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、解職するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) レポーターから辞職の申出があったとき。

(3) 職務の遂行ができなくなったとき。

(守秘義務)

第7条 レポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退職し、又は解職された後も同様とする。

(庶務)

第8条 レポーターに関する庶務は、市政の広報及び情報発信に関する事務を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、レポーターの募集その他この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。